

# 千葉県報

定例  
平成27年3月17日

第13003号

千葉県報

平成27年3月17日(火曜日)

## 主要目次

告示	行政不服審査法に基づく公示送達	一
〇	県営土地改良事業計画の決定(二件)	一
〇	家畜の伝染病予防検査の実施	二
〇	道路区域の変更(二件)	三
〇	道路の供用開始	三
〇	土砂災害警戒区域の指定(四件)	四
〇	土砂災害特別警戒区域の指定(四件)	七
〇	都市計画道路の変更	〇
〇	選挙管理委員会告示	〇
〇	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	一〇
〇	公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示	一一
〇	公安委員会告示	一一
〇	警備員指導教育責任者講習の実施	一二
〇	警備員等の検定の実施	一三
〇	公告	一三
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出(二件)	一三
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	一五
〇	大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要(二件)	一五
〇	土地改良区清算人の就任	一六
〇	公共測量の実施(五件)	一六
〇	都市計画道路の関係図書の縦覧(二件)	一六
〇	教育委員会教育長公告	一七
〇	公立学校教員採用候補者選考の実施	一七
〇	特定調達公告	一七
〇	落札者等の公告(二件)	一八
〇	正誤	一八
〇	平成二十五年三月二十九日付け県報号外第一七号中	一八

告示

告示

### 千葉県告示第二百二十七号

行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十二条第二項の規定により、次のとおり公示の方法によって送達する。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 送達を受けるべき審査請求人の住所及び氏名

住民票上の住所 市原市姉崎九九二番地七レインボーハウス一〇八

現住所 不明

氏名 西澤真

二 公示事項

審査請求人が、平成二十六年十一月二十五日付けで提起した生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による保護廃止決定処分及び保護停止決定処分に係る審査請求について、当審査庁は、平成二十七年二月二十五日付けで裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送達できない。よって、当該裁決書の謄本は、当審査庁(健康福祉部健康福祉指導課)において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は、当審査庁に出頭の上受領されたい。

### 千葉県告示第二百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、茂原市、大網白里市及び東金市の一部を受益地域とする県営清水地区土地改良事業(農業用排水施設)計画を決定した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この計画については、処分の取消しの訴えを提起できず、同条第七項の規定による決定を経た場合に、同条第十項の規定により、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 縦覧に供する書類の名称

県営清水地区土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年三月十八日から四月十四日まで

三 縦覧場所

茂原市役所、大網白里市役所及び東金市役所

千葉県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、匝瑳市の一部を受益地域とする県営野田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を決定した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この計画については、処分取消しの訴えを提起できず、同条第七項の規定による決定を経た場合に、同条第十項の規定により、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 縦覧に供する書類の名称

県営野田地区土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年三月十九日から四月十五日まで

三 縦覧場所

匝瑳市役所

千葉県告示第二百三十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、牛のブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、牛ウイルス性下痢・粘膜炎検査、アイノウイルス感染症検査、牛流行熱検査及びイバラキ病検査、牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、馬の馬伝染性貧血検査、豚の豚コレラ検査、オーエスキ―病検査、豚繁殖・呼吸障害症候群検査及び豚流行性下痢検査、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家さん」という。）の高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査、鶏のサルモネラ・プロラムによる家さんサルモネラ感染症検査及び鶏マイコプラズマ病検査並びに蜜蜂の腐蛆病検査を次のとおり実施する。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 実施の目的

1 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜炎、牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、馬の馬伝染性貧血、豚のオーエスキ―病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢、鶏のサルモネラ・プロラムによる家さんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病並びに蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病、豚の豚コレラ並びに家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で飼育している牛で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの  
2 実施区域内で飼育しているめん羊又は山羊で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

3 実施区域内に在きゆうする馬で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

4 実施区域内で飼育している豚で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

5 実施区域内で飼育している鶏で種卵採取を目的とするもの及び実施区域内で飼育している家さんで各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

6 実施区域内で飼育している蜜蜂で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

7 実施区域内で月齢又は推定月齢が満四十八日以上で死亡した牛の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

8 実施区域内で月齢又は推定月齢が満十二日以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日

五 検査の方法

1 牛のブルセラ病検査にあつては、血清学的検査（凝集反応、酵素免疫測定法及び補体結合反応）、疫学的検査及び臨床検査

2 牛の結核病検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査

3 牛のヨーネ病検査にあつては、ヨーニン検査、細菌学的検査（糞便培養法）、血清学的検査（酵素免疫測定法及び補体結合反応）、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査

4 牛のアカバネ病検査、チュウザン病検査、牛ウイルス性下痢・粘膜炎検査、アイノウイルス感染症検査、牛流行熱検査及びイバラキ病検査にあつては、血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

5 牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては、疫学的検査及び臨床検査  
6 馬の馬伝染性貧血検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法及び寒天ゲル内沈降反応）、疫学的検査及び臨床検査

7 豚の豚コレラ検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査

- 8 豚のオーエスキー病検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法、ラテックス凝集反応、中和試験及び抗体識別酵素免疫測定法）、疫学的検査及び臨床検査
- 9 豚の豚繁殖・呼吸障害症候群検査にあつては、血清学的検査（間接蛍光抗体法及び酵素免疫測定法）、疫学的検査及び臨床検査
- 10 豚の豚流行性下痢検査にあつては、血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
- 11 家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応及び赤血球凝集抑制反応）、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 12 鶏のサルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ感染症検査及び鶏マイコプラズマ病検査にあつては、血清学的検査（凝集反応）
- 13 蜜蜂の腐蛆病検査にあつては、細菌学的検査（細菌培養及び脱脂乳による試験）、遺伝子学的検査及び臨床検査（肉眼的検査）
- 14 牛の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、酵素免疫測定法、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査
- 15 めん羊及び山羊の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査

千葉県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び銚子土木事務所において、平成二十七年三月十七日から三週間、縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 銚子旭線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
銚子市猿田町 三一二番一 地 先から三一一 番一 地先まで	前 後	九・四九メートルから 一三・六六メートルまで 一一・三七メートルから 二一・九六メートルまで	二二六・七二メートル 二二六・七二メートル

千葉県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次

のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、平成二十七年三月十七日から三週間、縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐倉印西線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長	摘 要
佐倉市下根字 竹内一四三番 一 地先から岩 名字大作九五 四番二地先ま で	前 後	八・二〇メートルから 一七・六〇メートルまで 二三・四〇メートルから 五八・一〇メートルまで	一六三・〇〇メートル 一六三・〇〇メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
佐倉市岩名字 大作九五四番 二 地先から字 雪濟九六一番 一 地先まで	前 後	一〇・五〇メートルから 一五・七〇メートルまで 一〇・五〇メートルから 一五・七〇メートルまで 二七・八〇メートルから 四一・二〇メートルまで	一八四・二〇メートル 一八四・二〇メートル 一八四・二〇メートル 一八四・二〇メートル 一五五・七〇メートル	
佐倉市岩名字 雪濟九六一番 一 地先から字 町前一、一四 六番地先まで	前 後	七・三〇メートルから 一五・三〇メートルまで 一五・三〇メートルから 二八・一〇メートルまで	二八一・三〇メートル 二八一・三〇メートル 二八一・三〇メートル	

千葉県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十七年三月十七日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び銚子土木事務所において、平成二十七年三月十七日から三週間、縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第二百三十四号  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
 平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
県道銚子旭線	銚子市猿田町三一二番一地先から三一一番一地先まで
区域の名称	指定の区域 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
波左間	館山市波左間の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
波左間一	館山市波左間の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
波左間四	館山市波左間の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
波左間五	館山市波左間の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
二子四	館山市二子の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
山本三	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
作名七	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
作名八	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
作名一一	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
作名一三	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
布良三	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
布良四	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊

布良五	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
布良六	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
布良七	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
布良八	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
布良九	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
布良一一	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
布良一二	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
布良一三	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
西長田六	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
西長田七	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
東長田一〇	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
東長田一一	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
東長田一五	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
山萩六	館山市山萩の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
山萩七	館山市山萩の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
佐野三	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
佐野四	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊
佐野五	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域 急傾斜地の崩壊

平塚六	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平塚五	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平塚四	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平塚三	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十五号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
平成二十七年三月十七日

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

佐野六	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神余一	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神余二	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神余二〇	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神余二一	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神余三一	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竜岡二	館山市竜岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
竜岡三	館山市竜岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第百三十六号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平塚七	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平塚八	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平塚九	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平塚一〇	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神々廻二	白井市神々廻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神々廻五	白井市神々廻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神々廻六	白井市神々廻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白井一	白井市白井及び復の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
清戸三	白井市清戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
清戸四	白井市清戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
清戸六	白井市清戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
清戸七	白井市清戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
復二	白井市復の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

安食台	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
	下岩橋五	印旛郡酒々井町下岩橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	下岩橋六	印旛郡酒々井町下岩橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	柏木三	印旛郡酒々井町柏木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	柏木四	印旛郡酒々井町柏木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	柏木五	印旛郡酒々井町柏木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	本佐倉五	印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	本佐倉六	印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	本佐倉七	印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	本佐倉八	印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
酒々井五	印旛郡酒々井町酒々井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
飯積	印旛郡酒々井町飯積の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第百三十七号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

安食台	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
	興津一	印旛郡栄町興津の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	興津二	印旛郡栄町興津の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	須賀二	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	須賀三	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	須賀四	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	安食四	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	安食五	印旛郡栄町安食及び安食台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	安食六	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	安食七	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
安食八	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
安食九	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
酒直一	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
酒直二	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
酒直三	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
酒直四	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
酒直五	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第 203 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事

鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
波左間	館山市波左間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
波左間一	館山市波左間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
波左間四	館山市波左間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
波左間五	館山市波左間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
二子四	館山市二子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山本三	館山市山本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
作名七	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
作名八	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
作名一一	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
作名一三	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布良三	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布良四	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布良五	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

布良六	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布良七	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布良八	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布良九	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布良一一	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布良一二	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布良一三	館山市布良の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田六	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西長田七	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東長田一〇	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東長田一一	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東長田一五	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山萩六	館山市山萩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山萩七	館山市山萩の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐野三	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐野四	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐野五	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐野六	館山市佐野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

神余一	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神余二	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神余二〇	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神余二一	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神余三一	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竜岡二	館山市竜岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
竜岡三	館山市竜岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**千葉県告示第二百三十九号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事

鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
平塚三	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平塚五	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平塚六	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平塚八	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**千葉県告示第二百四十号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事

鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
平塚九	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平塚一〇	白井市平塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神々廻二	白井市神々廻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神々廻五	白井市神々廻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神々廻六	白井市神々廻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
白井一	白井市白井及び復の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
清戸三	白井市清戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
清戸四	白井市清戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
清戸六	白井市清戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
清戸七	白井市清戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
復二	白井市復の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり



（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備えて縦覧に供する。）

飯積	酒々井五	本佐倉八	本佐倉七	本佐倉六	本佐倉五	柏木五	柏木四	柏木三	下岩橋六	下岩橋五
印旛郡酒々井町飯積の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町酒々井の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町柏木の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町柏木の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町柏木の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町下岩橋の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町下岩橋の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

安食八	安食七	安食六	安食五	安食四	須賀四	須賀三	須賀二	興津二	興津一	安食台	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食及び安食台の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町興津の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町興津の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食台及び安食の区域のうち、次の図面に示す区域	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

千葉県告示第二百四十一号  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。  
 平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

安食九	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直一	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直二	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直三	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直四	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
酒直五	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、佐倉都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称  
佐倉都市計画道路三・四・八号寺崎萩山線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
削除する部分 佐倉市馬渡字松ノ下、字坊山台、字本宿、字熊ノ前及び字天神下、小篠塚字町田、字岩崎及び字八幡原、大篠塚字上代及び字新林、山王二丁目、太田字古暮、字上谷津、字新開、字寺ノ作、字長割、字大嵜、字中谷津、字浅間前及び字下谷津、六崎字成沢下、大崎台四丁目、大崎台一丁目並びに寺崎北二丁目の各一部の区域

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項(条例の制定又は改廃の請求)及び第七十五条第一項(監査の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数、同法第七十六条第一項(議会の解散の請求)、第八十一条第一項(長の解職の請求)及び第八十六条第一項(副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百

六十二号)第八条第一項(教育委員会の委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項(議員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、それぞれ次のとおりである。

平成二十七年三月十七日

千葉県選挙管理委員会委員長 本木 陸夫

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一〇一、五八一人
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七三四、八七九人
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数
  - 印旛郡選挙区 一二、一三二人
  - 長生郡選挙区 一七、七九〇人
  - 山武郡選挙区 一四、〇二五人
  - 香取郡選挙区 一〇、二六〇人
  - 千葉市中央区選挙区 五四、三〇六人
  - 千葉市花見川区選挙区 四八、五〇六人
  - 千葉市稲毛区選挙区 四二、一五九人
  - 千葉市若葉区選挙区 四一、〇七二人
  - 千葉市緑区選挙区 三二、九四三人
  - 千葉市美浜区選挙区 三八、六九七人
  - 銚子市選挙区 一八、六五六人
  - 市川市選挙区 一二七、九四三人
  - 館山市選挙区 一三、六七九人
  - 木更津市選挙区 三五、七七三人
  - 松戸市選挙区 一三一、七六七人
  - 野田市選挙区 四二、三七八人
  - 茂原市選挙区 二五、四五四人
  - 成田市選挙区 三四、六二三人

佐倉市選挙区	四八、八五〇人
東金市選挙区	一六、三三四人
旭市選挙区	一八、四六六人
習志野市選挙区	四四、五八四人
柏市選挙区	一〇九、六四九人
勝浦市・夷隅郡選挙区	一〇、八四四人
市原市選挙区	七六、三二二人
流山市選挙区	四六、四八一人
八千代市選挙区	五一、三一四人
我孫子市選挙区	三六、四六〇人
鴨川市選挙区	九、八〇四人
鎌ヶ谷市選挙区	二九、八八九人
君津市選挙区	二四、三五三人
富津市選挙区	一三、四二六人
浦安市選挙区	四二、四九一人
四街道市選挙区	二四、五五二人
袖ヶ浦市選挙区	一六、六八〇人
八街市選挙区	一九、九六一人
印西市選挙区	二四、六九六人
白井市選挙区	一六、四八三人
富里市選挙区	一三、四五〇人
南房総市・安房郡選挙区	一四、二九九人
匝瑳市選挙区	一〇、七六六人
香取市選挙区	二二、七三八人
山武市選挙区	一五、三四六人
いすみ市選挙区	一一、四九四人
大網白里市選挙区	一三、九八〇人

四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

船橋市選挙区 一五〇、二四一人

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月十七日

千葉県選挙管理委員会告示第六号 千葉県選挙管理委員会委員長 本 木 陸 夫

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人社団誠馨会千葉メディカルセンターの項中所在地の欄を次のように改める。

千葉県中央区南町一丁目七番一号

別表第一中介護老人保健施設うららの項の次に次のように加える。

一般社団法人巨樹の会千葉みなとリハビリテーション病院 千葉県中央区中央港一丁目一七番一八号

別表第一医療法人社団弥生会旭神経内科リハビリテーション病院の項中所在地の欄を次のように改める。

松戸市栗ヶ沢七八九番地の一

別表第一中介護老人保健施設ユーカリ優都苑の項の次に次のように加える。

介護老人保健施設葵の園・佐倉南 佐倉市城字松ヶ丘一八八番地三三五

介護老人保健施設葵の園・佐倉南ユニット 佐倉市城字松ヶ丘一八八番地三三五

別表第一中老人保健施設杜の街の項の次に次のように加える。

季美の森リハビリテーション病院 大網白里市季美の森南一丁目三〇番地一

別表第二中特別養護老人ホームローゼンヴィラ藤原（ユニット型）の項の次に次のように加える。

ここに東船橋

特別養護老人ホームみやぎ台南生苑 船橋市中野木一丁目六番一号

特別養護老人ホームみやぎ台四丁目一八番一号

別表第二ユニット型特別養護老人ホーム有楽苑の項の次に次のように加える。

ウェルライフヴィラ成田 成田市飯田町一〇五番地一

別表第二中特別養護老人ホームときわの杜の項の次に次のように加える。

社会福祉法人壮健会特別養護老人ホームさくらの丘 佐倉市飯重六二二番地

特別養護老人ホーム佐倉白翠園（ユニット型） 佐倉市岩名一、〇一一番地

別表第二中特別養護老人ホーム流山こまぎ安心館の項の次に次のように加える。

クラーチ・ファミリア佐倉 佐倉市上座五六七番地一の二

別表第二中ケアハウス菊華園の項の次に次のように加える。

イリーゼ南流山 流山市木字膝丸前一二六番地の一

別表第二中ケアハウス菊華園の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームアンズリール 白井市神々廻一、八八九番地二

りの中から、公衆の目から隠れる。

## 千葉県公安委員会告示第7号

### 千葉県公安委員会告示第7号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成27年3月17日

千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎

<p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 平成27年6月18日（木曜日）及び19日（金曜日）の午前9時から午後5時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉県中央区新田町4番25号 パルサソライト2階</p> <p>4 受講対象者 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p>	<p>5 受講定員 40人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 平成27年5月11日（月曜日）から15日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 平成27年6月1日（月曜日）から5日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 添付書類 (ア) 4 (1) に該当する者 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者</p>
---	--

<p>合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 14,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110 内線3476</p>	<p>察署に提出すること。</p> <p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受検申込票受付期間等 平成27年5月11日(月曜日)から15日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 平成27年6月1日(月曜日)から5日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで ウ 添付書類 (ア) 住所等を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面) (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) (4) 検定手数料等 ア 検定手数料 16,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問い合わせ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110 内線3476</p>
<p><b>千葉県公安委員会告示第8号</b> 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 平成27年3月17日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎</p>	<p>ウ 添付書類 (ア) 住所等を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面) (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) (4) 検定手数料等 ア 検定手数料 16,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p>
<p>1 検定に係る警備業務の種類及び級 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第2号に規定する施設警備業務 2級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 平成27年6月25日(木曜日)午前9時から午後5時まで</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 千葉市美浜区高洲三丁目8番5号 ゼールシオナーネ若潮</p> <p>4 受検定員及び受検資格 (1) 受検定員 30人 (2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等 (1) 受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警</p>	<p>ウ 添付書類 (ア) 住所等を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面) (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) (4) 検定手数料等 ア 検定手数料 16,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問い合わせ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110 内線3476</p>

公

印

大規模小売店舗立地法に基づいて大規模小売店舗の新設の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模

小売店舗の新設について次のとおり届出があった。  
 その届出及び添付書類は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 平成二十七年三月十七日

一 届出の概要

千葉県知事 鈴木 栄治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称) 大和情報サービス(株) 貸店舗柏の葉複合店舗  
 柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業一八二街区三ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸  
 東京都台東区上野七丁目一四番四号  
 ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社三和 代表取締役 石原健ほか  
 柏市若柴六九番地の一ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十七年十一月四日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、四八九平方メートル
- 5 駐車場の収容台数  
 五九台
- 6 駐輪場の収容台数  
 七六台
- 7 荷さばき施設の面積  
 一六六平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量  
 二〇立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻は午前十時、閉店時刻は午前零時(株式会社三和については、午後八時)  
 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前九時三十分から翌午前零時三十分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数

二か所  
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後十時まで  
 届出年月日  
 平成二十七年三月三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。  
 その届出及び添付書類は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 平成二十七年三月十七日
- 一 届出の概要  
 千葉県知事 鈴木 栄治
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ワンダーグー千葉ニュータウン店  
 印西市泉野三丁目一、一八六番五ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役 日下孝明  
 茨城県つくば市西大橋五九九番地一  
 ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役 日下孝明  
 茨城県つくば市西大橋五九九番地一
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十七年十一月四日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二、五五七平方メートル
- 5 駐車場の収容台数  
 一三五台
- 6 駐輪場の収容台数

<p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 (仮称)SDG5市原五井店</p> <p>2 ツルヤマテクノス株式会社 代表取締役 鶴山孝行 市原市青柳北二丁目三番地の一</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 TTECビル 市原市更級一丁目九番四ほか</p> <p>届出の概要</p>	<p>90台</p> <p>7 荷さばき施設の面積 七七平方メートル</p> <p>8 廃棄物等の保管施設の容量 一八立方メートル</p> <p>9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前十時、閉店時刻は午後九時</p> <p>10 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで</p> <p>11 駐車場の自動車の出入口の数 三か所</p> <p>12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>届出年月日 平成二十七年三月三日</p> <p>縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済政策課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十七年三月十七日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 TTECビル</p> <p>5 変更年月日 平成二十六年九月十八日</p> <p>届出年月日 平成二十七年三月四日</p> <p>縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のとおり成田市から意見を聴取した。</p> <p>なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課において、平成二十七年三月十七日から四月十七日まで縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年三月十七日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のとおり成田市から意見を聴取した。</p> <p>なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課において、平成二十七年三月十七日から四月十七日まで縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年三月十七日</p> <p>大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 カシミ成田赤坂店</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石正 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号</p> <p>三 意見の概要 本市の防災対策の推進のため、「災害時における防災活動協力(物資の供給)に関する協定」の締結について御配慮をいただきたい。</p> <p>また、当該協定に係る事項のほか、駐車場等店舗敷地の避難場所としての提供など、災害時における地域への貢献策についても具体的な御配慮をいただきたい。</p>

<p>(仮称) ヒューマックス成田ビル 成田市ウイング土屋八三番ほか</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ヒューマックス 代表取締役 林祥隆 東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号 意見の概要 本市の防災対策の推進のため、「災害時における防災活動協力(物資の供給)に関する協定」の締結について御配慮をいただきたい。</p>	<p>土地改良区清算人の就任 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、清算法人流山市芝崎土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。 平成二十七年三月十七日 就任清算人 流山市芝崎三四三番地 宇佐見 修司 〃 〃 三三五番地 吉野 智幸</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十七年三月十七日 測量計画機関 千葉市 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 千葉市 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量) 三 作業期間 平成二十七年一月二十日から三月三十一日まで 四 作業地域 千葉市稲毛区黒砂二丁目</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十七年三月十七日 測量計画機関 千葉市 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)</p>
<p>三 作業期間 平成二十七年二月二十五日から三月十八日まで 四 作業地域 千葉市稲毛区萩台町</p> <p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十七年三月十七日 測量計画機関 千葉市 千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十七年三月十七日 測量計画機関 八千代市 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 八千代市 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量) 三 作業期間 平成二十七年一月二十二日から三月二十七日まで 四 作業地域 八千代市米本</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 平成二十七年三月十七日 測量計画機関 千葉県安房土木事務所 千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 測量計画機関 千葉県安房土木事務所 二 作業種類 公共測量(数値図化 レベル二万五千) 三 作業期間 平成二十七年一月二十七日から三月二十五日まで 四 作業地域 鴨川市内浦及び奥谷</p>	<p>都市計画道路の関係図書の縦覧 平成二十七年千葉県告示第二百四十二号に係る佐倉都市計画道路の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項</p>



の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十七年三月十七日佐倉市の変更に係る佐倉都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

教育委員会教育長公告

公立学校教員採用候補者選考の実施

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十一条の規定により、平成二十八年度千葉県公立学校教員採用候補者選考を次のとおり実施する。  
平成二十七年三月十七日

千葉県教育委員会教育長 瀧本 寛

特別選考	養護教諭 特別支援学校の 教諭等	養護教諭 特別支援学校の 教諭等	養護教諭 特別支援学校の 教諭等	養護教諭 特別支援学校の 教諭等	養護教諭 特別支援学校の 教諭等	養護教諭 特別支援学校の 教諭等	養護教諭 特別支援学校の 教諭等	養護教諭 特別支援学校の 教諭等	養護教諭 特別支援学校の 教諭等	選考区分	職	教	科	(科目)
										一般選考 及び特例 選考	小学校の教諭等	中学校の教諭等	中学校又は高等 学校の教諭等	高等学校の教諭 等

注

- 1 教諭等とは、教諭及び任用の期限を付さない常勤の講師をいう。
- 2 日本国籍を有しない者を任用するに当たっては、任用の期限を付さない常勤の講師とする。
- 2 志願者の資格
  - 1 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号のいずれにも該当しない者であること。
  - 2 志願する職及び教科に相当する普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状をいう。ただし、実習に係る免許状を除く。）を有する者又は平成二十八年三月三十一日までにこれを取得する見込みの者であること。
- 3 昭和五十年四月二日以降に生まれた者であること。ただし、特別選考及び別に指定する教職経験者については、昭和三十一年四月二日以降に生まれた者であること。
- 4 特別選考及び特別選考については、別に指定する要件に該当する者であること。
- 3 選考期日  
平成二十七年七月十二日（日曜日）
- 4 選考場所  
千葉市、市川市若しくは船橋市内の公立学校又は岩手県盛岡市、秋田県秋田市若しくは北海道札幌市内の国立大学（志願者には別途指示する。）
- 5 志願書の提出方法等  
志願書の提出方法は、郵送によるものとし、平成二十七年四月六日（月曜日）から五月十二日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。
- 6 志願書の提出先  
千葉県教育庁教育振興部教職員課及び各教育事務所並びに千葉市教育委員会教職員課のうちから、志願する選考区分、職及び教科により別に指示する。
- 7 その他  
1 志願書の用紙は、次のいずれかの方法により入手すること。  
（一）千葉県教育委員会のホームページからダウンロードする方法  
（二）千葉県教育庁教育振興部教職員課、各教育事務所及び分室並びに千葉県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目六番三号都道府県会館十四階）において交付を受ける方法  
2 選考の詳細については、別の実施要項が作成されるので参考にすること。  
3 この選考について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。  
千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室  
電話〇四三（二二三）四〇四三

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

平成27年3月17日

千葉県病院局長 矢 島 鉄 也

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩X線骨密度測定装置 一式
- ⑪千葉県子ども病院事務局 千葉市緑区辺田町579番地の1
- ⑫平成27年1月9日
- ⑬株式会社イノメクス 東京都文京区小石川四丁目17番15号
- ⑭30,672,000円
- ⑮一般競争入札
- ⑯平成26年11月28日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

平成27年3月17日

千葉県病院局長 矢 島 鉄 也

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩画像情報統合管理システム 一式
- ⑪千葉県立佐原病院事務局 香取市佐原イ2,285番地
- ⑫平成27年1月9日
- ⑬横河医療ソリューションズ株式会社 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号藤澤ビルディング9階
- ⑭61,344,000円
- ⑮一般競争入札
- ⑯平成26年11月28日

正

誤

平成二十五年三月二十九日付け県報号外第一七号中

(行政改革推進課)

ページ	段	行	課	正
-----	---	---	---	---

購読料 月ぎめ 一部一箇月一〇〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 三六円

四 上 後ろか 同号ただし書

「。ただし、薬務課において所掌するものを除く」

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

定期購読申し込み先 一部売り申し込み先

〇四三(二二二三)二二五二  
〇四三(二二二三)二六五八